

# 高額医療・高額介護合算療養費制度が始まりました

## 医療と介護の自己負担を合算して負担を軽減できるようになりました

### 申請受付は平成21年8月から

医療保険と介護保険では、かかった医療費や介護費用について、1カ月ごとの自己負担限度額が決められており、自己負担が限度額を超えた場合、医療保険では「高額療養費」として、介護保険では「高額介護サービス費」として、それぞれ払い戻しを受けることができます。

そして、平成20年4月からは、高額医療・高額介護合算療養費制度が創設され、新たに医療費と介護費用の自己負担額（「高額療養費」や「高額介護サービス費」の払い戻しを受けた場合は、残りの自己負担額）を合算した額について、1年間の自己負担限度額が設けられました。自己負担が限度額を超えた場合、被保険者が申請し

て認められれば、限度額を超えた自己負担額の比率に応じて、医療保険からは「高額介護合算療養費」として、介護保険からは「高額医療合算介護療養費」として、両制度から払い戻しを受けることができます。

なお、新制度では、個人単位ではなく、医療保険の世帯単位で合算ができますが、健康保険に加入している人と、後期高齢者医療制度など、ほかの制度に加入している人との合算はできません。また、従来の高額療養費と同様に、入院時の食事や居住にかかる標準負担額や、差額ベッド代などの保険外の療養費については、対象になりません。

### 合算対象期間

毎年8月1日～翌年7月31日

※制度開始初年度である今年に限り、平成20年4月1日～平成21年7月31日の16カ月。ただし、12カ月（平成20年8月1日～平成21年7月31日）で算出した方が支給額が多くなる場合は、その額が支給されます。

### 自己負担限度額

（ ）内の金額は平成20年4月～平成21年7月までの16カ月合算の場合の限度額

	70～74歳のみの世帯	70歳未満を含む世帯
現役並み所得者 上位所得者	67万円（89万円）	126万円（168万円）
一般	62万円*（75万円）	67万円（89万円）

※低所得者には、より低額の自己負担限度額が設定されています。

※70～74歳の「一般」の医療費の自己負担割合引き上げが凍結されていることに伴い、今年の自己負担限度額は「56万円」となっています。

### 申請手続きの流れ

